

幸区地域福祉計画推進会議委員公募要領

(目的)

第1条 この要領は、幸区地域福祉計画推進会議開催運営等要綱（以下「要綱」という。）第3条第1項第3号に規定する公募市民に関して必要な事項を定める。

(申込資格)

第2条 申し込むことができる者は、次に掲げる事項を満たす者とする。

- (1) 原則として年齢18歳以上の者
- (2) 幸区に1年以上居住している者
- (3) 本市の他の附属機関等の委員となっていない者
- (4) 本市職員でない者。ただし、市退職職員は申し込むことができる。

(公募人数)

第3条 公募する人数は、原則1名とする。

(選任の任期)

第4条 選任の任期については、要綱第4条に規定する開催期間に従うものとする。

(申込方法等)

第5条 申込する者は、次に掲げる事項を記載した申込書及び小論文（800字程度のもの）を添付して申し込むものとする。

- (1) 住所、氏名、電話番号、及び生年月日
- (2) 区民となった年月
- (3) 職業、職歴、ボランティアの活動経験
- (4) 申込理由

2 前項の申込書及び小論文の様式は、自由とする。

3 第1項の申込書及び小論文は、返還しないものとする。

4 小論文のテーマは次のいずれかとする。

- ア 地域包括ケアシステム、地域福祉の推進に向けて必要なこと
- イ 地域福祉について、地域での活動の中で感じたこと

5 郵送による申し込みの場合は、消印日をもって申込日とする。

(選考方法)

第6条 公募委員の選考は、書類選考とする。

2 前項の選考は、幸区地域福祉計画推進会議公募委員選考委員会を設置し行うものとする。

3 選考結果については、当該申込者に通知する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員の公募に関して必要な事項は、幸区長が定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年11月1日から施行する。